

平成 30 年 2 月 20 日

事業者各位

## 工事の仮契約における特約条項について

### 1 特約条項の概要

契約締結にあたって議会の議決を必要とする案件については、落札決定後に、仮契約を締結しています。この仮契約について、契約の相手方として適当でない状況になった場合や正当な理由がなく解除の申し出をした場合等における、仮契約の解除に係る特約条項を制定しました。今後は仮契約の締結時にこの特約条項を含めて約定します。

特約条項の内容については、別添の資料をご確認ください。

※仮契約について正当な理由のない解除の申し出がなされた場合には、指名停止措置を行うこととします。

<参照>横浜市指名停止等措置要綱運用基準 要綱別表第2関係 13(4)

### 2 適用開始

平成30年度早期発注案件から適用します。

<お問合せ先> 財政局契約第一課工事契約係  
電話：671-2246

## 仮契約に関する特約条項

第1条 発注者は、この契約が本契約として効力を生じるまでの間に、請負人が次の各号のいずれかに該当したときは、この契約を解除することができる。

- (1) 請負人が入札参加資格に定めた要件を満たさなくなる等、契約の相手方としての資格を欠くこととなったとき。
- (2) この契約に関して、契約規則第43条の2各号のいずれかに該当したとき。
- (3) 神奈川県警察本部長からの通知又は回答により、契約規則第32条第2項第2号ア又はイに掲げる者であることが判明したとき。
- (4) 経営状態が悪化し、又はそのおそれがあると認められる相当の理由があるとき。
- (5) 正当な理由なく、この契約の解除を申し出たとき。

2 請負人が共同企業体の場合にあつては、前項の規定はその構成員が同項第1号から第3号のいずれかに該当した場合に適用する。

3 発注者は、第1項の規定によりこの契約を解除する場合は、書面をもって、その旨を請負人に通知するものとする。

第2条 発注者は、必要があると認めるときは、前条の規定にかかわらず、請負人と協議して、この契約を解除することができる。